

献呈の辞

石田眞教授は2016年11月に、上野泰男教授は2017年3月に、江頭憲治郎教授は2016年11月に、川上拓一教授は2017年1月にめでたく古稀を迎えられ、2017年度をもって早稲田大学を定年退職されることになった。小口彦太教授は2016年3月をもって早稲田大学を退職され、2017年1月にめでたく古稀を迎えられた。

そこで早稲田大学法学会は、5人の教授の長年にわたる教育研究活動と輝かしい研究業績をたたえ、また本法学会の発展に多大の寄与をされたことへの感謝の意を込めて、早稲田法学92巻3号を『石田眞教授・上野泰男教授・江頭憲治郎教授・川上拓一教授・小口彦太教授古稀祝賀退職記念論集』として編集し、献呈することとした。

石田眞教授は、1970年3月に早稲田大学第一法学部を卒業後、同大学院法学研究科（修士・博士課程）で労働法を専攻され、東京大学社会科学研究所助手を経て1982年に名古屋大学法学部助教授に嘱任され、1986年に同学部教授に昇任された。その後、2001年に早稲田大学教授に就任され、2004年からは早稲田大学大学院法務研究科教授となり、2010年からは同研究科長を務められた。

この間、1978年7月からロンドン大学に留学されたほか、1985年にはハーバード大学エンチン研究所招致研究員、1986年からミシガン大学ロースクール客員研究員、1991年からはウォーリック大学法学部交換研究員、さらには2016年にはケンブリッジ大学法学部の訪問研究員として研究に従事された。

1977年には小野梓記念学術賞、1996年には野村賞を授与されている。

ii 早法 92 卷 3 号 (2017)

1996年には早稲田大学から博士（法学）の学位を授与されている。

また、日本労働法学会理事（1991年～2016年、2006年～2008年は代表理事）、日本法社会学会理事（1999年～2012年）として学会の発展に寄与されている。

石田教授の研究業績は多岐にわたり、数多くの著書、論文を発表するほか、優れた英語能力を発揮して外国の学会等でも報告、講演をなされ、国内のみならず海外においても高い評価を得ている。さらに、日本学術会議連携会員、東京弁護士会懲戒委員会委員、埼玉県労働委員会公益委員、埼玉県労働委員会会長、稲門法曹会事務局長、稲門法曹会副会長を務められてきた。

温厚な石田教授は、長い教員生活において多くの学生、院生に敬愛され、優秀な人材を送り出している。

上野泰男教授は、関西大学法学部を卒業後、大阪市立大学大学院法学研究科（修士・博士課程）で民事訴訟法を専攻され、1975年名城大学法学部専任講師に嘱任され、同助教授、関西大学法学部教授を経て、2001年に早稲田大学法学部教授に就任された。その後、早稲田大学大学院法務研究科教授としても教鞭を執られた。

1980年にはフランクフルト大学、1987年からはレーゲンスブルグ大学に留学された。

上野教授は日本民事訴訟法学会、仲裁 ADR 法学会、日本私法学会、日独法学会、日米法学会、金融法学会に所属され、特に日本民事訴訟法学会では3度にわたり理事として学会の発展に大きな貢献をされた。

上野教授の研究業績は、民事訴訟法、民事保全法、破産法、民事再生法と多岐にわたり、数多くの著作、論文、判例批評等を著し、ドイツ語文献の翻訳を通してドイツ法の新しい動向を紹介されている。上野教授が共著で著した『民事訴訟法』は1998年の出版以来、版を重ねて第8版となり、高い評価を得ている。

誠実な人柄の上野教授は、学生、院生の信頼が厚く、多くの学生・院生に学問的刺激を与え、俊才を送り出された。優しい言葉で厳しく学問の厳しさを説かれる先生の教えは、周囲の者に強い影響を与えている。

江頭憲治郎教授は、1969年東京大学法学部を卒業後、東京大学法学部助手、助教授を経て、1983年に教授に昇任された。2007年早稲田大学大学院法務研究科教授に嘱任されて一貫して法律専門職教育にあたられた。1976年からはカリフォルニア大学バークレー校およびハーバード大学ロースクールにおいて客員研究員として研究に従事された。

江頭教授は、日本海法学会、日本空法学会、日本私法学会、金融法学会の理事を歴任され、2度にわたり日本海法学会小町谷賞を受賞されている。法制審議会では幹事を務めたほか、各種の審議会において委員としてご活躍されてこられた。また2009年には紫綬褒章を受章され、2014年には日本学士院会員に選ばれている。江頭教授の業績に対する高い評価をあらわしたものと見える。

江頭教授の著作は極めて膨大であり『株式会社法』は6版を、『商取引法』は7版を重ね、高い評価を得て利用されている。共著書、論文も多岐にわたり、日本法のみならず外国法についての深い研究の成果が著されている。日本を代表する商法研究者といっても過言ではない。

江頭教授の学問への厳しさは日常からもうかがわれるところであり、指導を受けた法務研究科院生は江頭教授の講義を通して、学問のみならず人間として、法律家のあるべき姿を学んだことであろうと思われる。江頭教授の薫陶を受けた法務研究科院生が法曹として活躍することが期待される。

川上拓一教授は、1969年早稲田大学第一法学部を卒業後、1974年名古屋地方裁判所判事補となった。1984年に判事となり、1995年には司法研修所教官を勤め、1998年の東京高等裁判所判事、2000年の浦和地方裁判所部総

括判事をへて退官され、2004年に早稲田大学大学院法務研究科教授に就任し、法律専門職教育にあたられた。同時に、東北大学、東洋大学、立教大学で非常勤講師として法務研究科で指導にもあたられたほか、独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会専門委員として、法科大学院の評価を行った。さらに、いくつかの政府機関の委員として活躍されるほか、司法試験考査委員としても活動された。

川上教授は、日本刑法学会に所属されているが、裁判官在職中から刑法および刑事訴訟法に関する著書、論文を発表されている。退官した2004年からは多くの著書、論文等を発表されている。

長い裁判官としての経歴をもつ川上教授は、温厚な中にも厳しさのある講義で多くの法曹志望者を法務研究科で指導された。川上教授から指導を受けた院生が早稲田大学の卒業生として今後社会で様々な貢献をしてくれるものと思われる。

小口彦太教授は、1969年早稲田大学第一法学部を卒業後、早稲田大学大学院法学研究科（修士・博士課程）に進まれた。1971年には早稲田大学法学部助手となり、1974年から早稲田大学法学部専任講師、1976年同助教授を経て、1981年同教授に昇任された。

在任中は、法学部教務主任（学生担当）、教務部長、理事、国際部長、常任理事、早稲田大学系属早稲田渋谷シンガポール高校長、早稲田大学アジア研究機構長と重要な職務に就かれた。

小口教授は、ハーバードロースクール東アジア法研究プログラム訪問学者として留学されたほか、中国人民大学名誉客座教授、上海国際商務法律研究会公司法專業委員会高級顧問、内閣府日本・中国青年親善交流事業青年中国派遣団団長を務められた。

小口教授は、一貫して中国法の研究にあたり、日本における中国法研究をリードしてこられた。中国法に関する著書、共著書、論文、翻訳は極めて多数を数える。その研究領域も、憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、民

法、経済法、知的所有権法と多岐にわたる。中国法研究の第一人者である。中国語という外国語を媒介として中国法の多様な展開を広い分野にわたって研究するための努力は並々ならぬものがあつたと推測される。

温厚な小口教授のもとには多くの学生が集まり、中国法の様々な変化を学び、経験して社会に巣立っていった。これらの卒業生が今後大きな活躍をしてくれることを期待してやまない。

石田眞教授、上野泰男教授、江頭憲治郎教授、川上拓一教授、小口彦太教授は、それぞれの専門領域において、顕著な研究業績を挙げられ、さらに教育の分野においても多大の貢献をなさいました。これら5教授が退職されることは本法学会にとっては大きな損失ではありますが、私たちは、5人の教授が去られることによる空白を埋めるべく努力をし、これらの方々が法学会に寄与されてきた成果をより大きく育てる努力をし、先生方の学恩に報いる決意しております。先生方は、退職後も、各研究分野において研究を継続し、また社会貢献をされると伺っております。5教授の今後ますますのご健勝とご活躍を祈念するとともに、先生方の法学会に対する温かいご指導とご助言をお願い申し上げます。

2017年3月吉日

早稲田大学法学会会長

江 泉 芳 信